

滋賀県物価高騰対策大学連携プロジェクト研究補助金 募集要領（3次募集）

1 事業の目的

この補助金は、物価高騰により制約されている大学等における研究活動の維持・促進と併せて、エネルギー価格高騰の解決につながる、新エネルギーや省エネルギー等を研究テーマとする実証研究や社会実装研究経費を支援することにより、中長期的な物価高騰対策の解決を図ることを目的とします。

2 補助対象者

補助事業の対象者は、滋賀県内の一般社団法人環びわ湖大学・地域コンソーシアムの正会員である大学もしくは短期大学（以下「大学等」という）の法人組織とします。

3 補助事業の実施体制

補助対象者は、補助事業の実施体制において代表研究者を定める必要があります。

「代表研究者」の定義は、大学等に在籍する研究者（助教、特任教授含む。）で、補助事業の開始年度の4月1日時点において、45歳未満のものをいいます。

また、補助事業の実施体制において他機関（大学、研究機関、自治体、企業、団体等）との連携体制の構築を必要とします。

4 補助対象事業

補助対象事業は、表1に定める事業区分および事業内容の研究で、交付決定日（10月末頃を予定）から、令和9年2月末までに報告書を提出できる事業とします。

「研究」とは、研究開発および社会実装に向けた実証研究等をいい、他機関（大学、研究機関、自治体、企業、団体等）との連携体制を構築して行うものをいいます。

表1 補助対象事業（対象分野）

事業区分	事業内容
新エネルギー・省エネルギー	クリーンテクノロジー、エレクトロニクス、AI、素材、バイオテクノロジー、循環経済 等

5 補助率および補助限度額

補助率および補助限度額は、表2に示すとおりです。

表2 補助率および補助限度額

補助率	補助限度額
1/2	1,000 千円

※ 補助金の交付額は、審査結果により申請額から減額することがあります。

6 補助対象経費

費用区分	内 容
消耗品費	試験薬、文房具等の物品の購入に要する費用。 ただし、備品（取得価格が10万円以上かつ、耐用年数が1年以上の機械装置、什器、ソフトウェア（CD-ROM）等）の購入費用は除く。
諸謝金、労務費	事業遂行に必要な専門知識を有する外部有識者への謝礼（諸謝金）、本事業に直接従事する研究員や事務補助員等の人件費。
旅費、交通費	代表研究者、研究分担者の国内出張（資料収集、各種調査、研究打ち合わせ）のための経費（交通費、宿泊費、日当）等。
借損料・リース代	コンピュータ、自動車、実験機器・器具等、会場賃借料等の外部からの借り入れやリース契約に要する費用。
通信運搬費	郵便料金、宅配便等の荷物運送料および事業専用の電話回線やインターネット利用料などの通信に係る費用。
その他費用	上記のほか、当該研究を遂行するための経費（印刷費、複写費、実験廃棄物処理費等）として、知事が特に必要と認めたもの。

※ 補助対象とならない経費

- ・ 補助の対象期間内までに支払いを終えない経費
- ・ 学会参加費
- ・ 主たる研究開発課題の解決方法そのものを外注または委託する経費
- ・ 研究開発を実施するために直接的にかからない費用（管理部門に係る経費、研究部門等で共通的に発生する経費）

※ 消費税および消費税相当額は補助対象経費に含めません。

※ 補助対象経費の中に、国または県からの他の補助金等を含めません。

7 応募手続等

(1) 受付窓口

滋賀県総合企画部大学連携推進室
Email: daishin@pref.shiga.lg.jp

(2) 受付期間（3次募集）

令和8年9月18日（金曜日）～ 令和8年10月7日（水曜日）

※ 受付最終日の12時（正午）までに必着のこと。

(3) 提出方法

- ・ 提出書類はデジタルデータ（様式のファイル形式、下記①～⑥の添付書類はPDF A4サイズ）で作成し、7(1)に示す受付窓口へのEmailにより提出してください。
- ・ 必要に応じて追加資料の提出および説明を求める場合があります。なお、提出書類等の返却はしません。
- ・ 提出後、問い合わせ先に電話により連絡してください。

(4) 提出書類

- | | | |
|----------|---|-----------------------------|
| ①様式第 1 号 | | 「補助金事業計画書」 |
| ② | 〃 | 別紙 1 「補助事業計画書」 |
| ③ | 〃 | 別紙 1 の別添 1 「資金支出内訳書」 |
| ④ | 〃 | 別紙 1 の別添 2 「補助事業計画に伴う資金の内容」 |
| ⑤ | 〃 | 別紙 2 「応募団体の概要」 |
| ⑥ | 〃 | 別紙 3 「誓約書」 |

(5) 審査

提出書類について評価委員会（滋賀県物価高騰対策大学連携プロジェクト研究補助金交付審査会）で書面審査を行いますので、審査基準を参考にして提出書類を作成ください。なお、2 件程度を採択する予定です。

＜審査基準＞

- ① プロジェクトの内容および意義が補助目的と合致して、明確に示されているか。
- ② プロジェクト終了後の展望が具体的に示され、発展性が見込めるか。
- ③ 実施体制や他機関との連携体制が具体的に提案されているか。
- ④ プロジェクトの実施スケジュールが妥当であるか。
- ⑤ プロジェクトの内容が省エネルギー・新エネルギー対策に効果があると認められるか。

※ 審査内容については、非公開とし、補助金交付候補者の決定に係わる審査の経過、審査結果等に関する問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

(6) 通知

審査結果（採択または不採択）について、後日、大学連携推進室から申請者宛に通知します。その結果、採択された者は、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

(7) 公表

採択された事業については、事業実施主体名、事業名、プロジェクトの概要、補助金額等について公表させていただくことがあります。

8 補助事業者の義務（交付決定後）

補助金の交付決定を受けた申請者（補助事業者）は、次の事項を遵守していただきます。

- (1) 経費の配分、内容の変更、補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認を受けて下さい。
- (2) 補助事業の交付年度中間の遂行状況について、報告して下さい。報告方法については後日通知します。
- (3) 補助事業が完了した日または2月 26 日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出して下さい。
- (4) 実績報告書と共に、本事業のプロジェクト内容や実施状況、成果を取りまとめ、報告書として提出して下さい。報告書の作成は、A4・横書き・左とじとして下さい。

- (5) 令和9年3月中旬に滋賀県総合企画部大学連携推進室が開催する成果報告会において成果の報告を行って下さい。成果報告会の日程および場所は後日通知します。なお、成果報告会に要する経費は受託者が負担して下さい。
- (6) 大学等の地域連携もしくは産官学連携等の研究支援部門に所属する者が提出の担当者とし、研究室からの提出は認めません。
- (7) 補助事業の経費については、帳簿およびすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、補助事業年度の終了後5年間保存して下さい。

9 補助金の支払いについて

補助金の支払いは、補助事業が完了したとき、または2月26日のいずれか早い日までに実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとします。

10 研究成果の帰属

補助事業を実施することにより特許権等の産業財産権が発生した場合は、それらの権利は補助事業者に帰属します。

11 その他留意事項

- (1) 滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨に則り、交付申請時に、暴力団または暴力団員等（役員等も含む）に該当しない旨の誓約書を提出いただきます。交付決定後に判明した場合は、交付決定の取消を行います。
- (2) この補助事業は、申請されても必ず採択されるとは限りません。
- (3) 補助事業者が、補助金交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令等に違反したときは、補助金の交付取消、返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (4) 同一の事業内容で、県や国、市町等の他の補助金、助成金等の交付を受けている場合、または、受けることが決定している場合には、この補助金に応募することはできません。同一または類似の事業内容で他の補助金等と併願される場合には、その旨を事業計画書に記載のうえ、書類提出時に申し出てください。採択時に調整する場合があります。
- (5) プロジェクトの内容に関する情報は、滋賀県庁内の関係部署内で共有するほか、広報や公表資料への掲載、情報公開請求等により公開する場合があります。
- (6) 生命倫理、安全の確保および動物の取扱いに関し、各府省が定める法令、省令、倫理指針、ガイドライン等を遵守してください。
- (7) 軍事への寄与を目的とする研究は認めません。安全保障貿易管理に関し、各府省が定める法令、省令、倫理指針、ガイドライン等を遵守してください。

12 補助対象経費全般にわたる留意事項

- (1) 補助事業の経費については、帳簿およびすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理を行ってください。
- (2) 補助対象経費は当該事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。

- (3) 経費書類については、一件の発注ごとに、見積もりから発注、納品、支払に至るまでの確認書類が必要です。

問合わせ先

滋賀県総合企画部大学連携推進室

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 - 1

TEL : 077-528-3308

E-Mail : daishin@pref.shiga.lg.jp

※電話等による問い合わせ時間

月曜日～金曜日（祝日除く。）午前 9 時～午後 5 時（午前 12 時～午後 1 時を除く。）